

# 広報ひこね



HIKONE



子どもたちに人気のある福満公園（西今町）

2003  
3/15

みんなで考えよう **市町合併** 第19回 2

**はーとふるメッセージ2002** 第2回 4  
～わたしと人権～ 特選作品紹介

**イウカさんの OLÁ, HIKONE!** 最終回 5

先生たちの見たアナーバー **姉妹都市学校事情** その3 6

**マイク&カメラ** 市民インタビュー室 8

こちら **健康情報局** 第19回 14

**彦根城 桜まつり** 16

# 市町合併

## 第19回

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会では、昨年8月に協議会を設置して以来、今日まで7回にわたる会議を開催し、合併する場合、どのような市にするのかなどについて、具体的な協議をしています。これまで合併の方式や時期、合併後の市の名前の決め方や事務所の位置など、合併する場合の協定項目について協議、確認をしてきました。

この協議・確認の内容などについては、これまで「広報ひこね」や「合併協議会だより」などを通じてお知らせしています。今回は、これまでの協議会における確認事項をまとめてお知らせします。

### 合併協議会（第1回から第6回まで）における確認事項

**合併の方式**  
合併前の市や町（彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町）の区域で新しい市をつくる、新設の合併とします。

**④ 職員の給与と制度について**  
もとの調整して、統一します。職員の給与と制度についても調整して、統一します。なお、合併するときに職員である者については、現在の給料を保証します。

特別職の身分の取り扱い  
新設合併の場合、法令により、合併関係市町の特別職（市長、助役、収入役、教育長など）については、合併の日の前日に、全員が職を失います。常勤特別職（市長、助役、収入役、教育長）と行政委員会委員（教育委員会、選挙管理委員会などの委員）の設置・人数・任用などについては、法令などの定めに従い調整します。

審議会、委員会などの付属機関やその他の特別職（各審議会や協議会の委員など）については、合併関係市町に設置されていて、合併後の市において引き続き設置する必要があるものは、現在の制度をもとに一つにまとめるなど調整し、合併後に新たに選任します。

第7回会議で協議された「使用料手数料等の取り扱いについて（その一）」は、今回の「広報ひこね」の同時配布している「合併協議会だより」第4号「お」をご覧ください。

**合併の期日**  
合併する場合、その期日は、平成17年2月とします。

**合併後の市の名前**  
合併後の市の名前は、住民アンケートを行い、その結果を踏まえて合併協議会で決定します。アンケートでは、現在の市

や町の名前（彦根、豊郷、甲良、多賀）と、公募した名前の中から小委員会では選ばれた名前を候補にして選んでいただきます。  
※小委員会＝合併協議会につくられた組織

合併後の市の事務所（市役所）の位置  
① 合併後の市の事務所（市役所）は、当面これまでの建物を使うこととし、その場所は建物の大きさや利用しやすさ、他の行政機関との位置関係などを考えて、彦根市元町4番2号（現在の彦根市役所）とします。なお、当面というのは

10年をめどとします。  
② 合併する前の各町（豊郷町、甲良町、多賀町）の事務所（町役場）は、支所とします。条例、規則等の取り扱い  
新設合併の場合、各市町の条例・規則などはその効力を失います。また、合併と同時に消滅することになる一部事務組合の条例・規則などもその効力を失います。  
このため、合併後の市において必要となる条例・規則などについては、原則として、合併協議会で話し合った内容に基づき、合併後の市において新しく作り

## 新市将来構想策定に係る 住民シンポジウムを開催

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会では、新市将来構想策定に係る住民シンポジウムを下記のとおり開催します。このシンポジウムは新市将来構想の策定に向けて、住民の皆さんとともに考えていくものです。

1市3町が合併したときのまちづくりの理念や方向性など、新市の将来を展望し、意見を交換し合う大変重要な機会です。是非ご参加ください。

日時 3月29日(土) 14:00～16:00  
場所 甲良町公民館（甲良町役場の隣）  
内容 ・新市将来構想案の策定経過と構想案の説明  
・構想案の取りまとめ報告  
・パネルディスカッション

事前の申し込みは不要です。当日、会場に直接お越しください。

問い合わせ先 彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会事務局 ☎22-1411（内線429）、FAX22-1398

一般職の職員の身分の取り扱い  
① 1市3町の一般職の職員（市長、助役、収入役など特別職の職員以外のすべての職員）は、すべて合併後の市の職員とします。  
② 職員の人数については、合併後の市において、定員適正化計画（職員の人数を適切に管理する計画）を決めて、適切な人数になるようにします。  
③ 職名（課長や係長など）や任用要件（職員として採用などを行う際に必要な条件）については、彦根市の任用要件を

### まちの縁、ひとの縁 第二回

## 遺跡に見る彦根・犬上の歴史

合併について協議をしている彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町の1市3町は、これまでどんな歴史を刻んできたのでしょうか。  
「1市3町のあゆみ、つながり」をテーマに、今日まで伝えられてきた歴史をそれぞれの市町の歴史の研究に携わっている人に語っていただきます。地域の来し方行く末に思いをほせてください。

滋賀県は、京都・奈良に隣接していることもあり、いろいろな形で歴史上重要な役割を果たしてきました。彦根、豊郷、甲良、多賀の地域もその一役を担い、奈良時代には犬上郡とされ、遣唐使で有名な犬上御田鋤と関係する犬上氏の勢力圏であったとされています。自然に恵まれた鈴鹿山脈、そこを源にする芹川・犬上川・宇曾川・愛知川流域の平野部や琵琶湖は、人々の生活を潤しながら永い歴史を

育んできました。その歴史を、遺跡の古いものから順にみてみたいと思います。この地域で最も古い遺跡はなんだろう、と思われることはないでしょうか。県内では旧石器時代の遺跡の存在が確認されていますが、彦根・犬上地域では発見されていません。ですが、発見されていないだけで、旧石器時代から人がいたことは間違いないと思われる。現在、彦根・犬上地域で一番古い遺跡は、甲良町にある縄文時代中期の北落遺跡です。



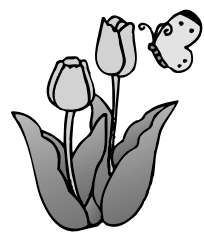
発掘調査された竹ヶ鼻遺跡（竹ヶ鼻町）

最近、縄文時代の遺跡で同じく甲良町の小川原遺跡や多賀町の土田遺跡などで注目される発掘調査がありました。また、県内唯一の縄文時代晩期の洞窟遺跡が、多賀町の佐目洞窟遺跡で確認されています。跡で同じく甲良町の小川原遺跡や多賀町の土田遺跡などで注目される発掘調査がありました。また、県内唯一の縄文時代晩期の洞窟遺跡が、多賀町の佐目洞窟遺跡で確認されています。

弥生時代になると、遺跡の数も少し増えますが、愛知郡や坂田郡に比べると発見されている遺跡は少ないようです。代表的な遺跡は彦根市の川瀬馬場遺跡で、大規模な集落の存在を確認しています。古墳時代になると、平野部中流域を中心に集落遺跡が認められるようになります。特に、後期古墳群と呼ばれる、円墳が群集する遺跡が、犬上川右岸の平野部上流域に集中することが注目されます。多賀町の檜崎古墳群や甲良町の北落古墳群です。愛知川流域の古墳群は大陸から渡ってきた「渡来系」とされているのに対し、犬上川流域は古来から湖東地域に住んでいた「在地系」とされていることは興味深いことです。

### おわびと訂正

2月15日号本欄（3ページ）に掲載した「多賀信仰のひろがり」中、多賀大社の本社である山田神社の所在地が「宮田町」とあるのは、「野田山町」の誤りでした。おわびして訂正します。



※一部事務組合＝いくつかの市や町の仕事を共同で処理する組合で、彦根犬上広域行政組合や彦根市犬上郡営林組合などがあります。

### 慣行の取り扱い

① 市章、市民憲章、市の木、市の花、市の鳥、市の歌については、合併後に定めます。  
② 宣言や表彰も、合併後に定めます。



# イウカさんの OLÁ, HIKONE!



(olá[オラ]=ポルトガル語で「こんにちは」)

## 最終回 さようなら、彦根

皆さん、こんにちは。

この彦根市で2年間、国際交流員として働いてきましたが、その生活も終わりが近づいてきました。今回が最後の「Olá! Hikone」です。



4月からは、またブラジルでの生活が始まります。日本では、本当にたくさんのいい思い出ができました。仕事の面でも、プライベートでも、すばらしい経験をして、人間として大きく成長できたように思います。この経験を生かして、ブラジルに帰った後も、日本との「かけはし」として活躍したいと願っています。彦根の皆さんには、心の底から感謝しています。

### ◆安定している日本

ブラジルで生まれ育った私が日本で生活していると、いろんな意味で、ブラジルと日本は正反対に見えます。日本人が得意なことはブラジル人には不得意で、逆にブラジル人にとって何でもないことが、日本人にはとても難しいことなのです。

例えば、日本人は議論することが苦手です。けれども私には、日本人があまり議論することなく、いろいろなことをみんなと協力してやっていけるのは、とてもすごいことのように思えます。たぶん、日本人はほかの人と話し合わなくても、意見や行動が予測できるのでしょう。

日本には長い歴史と伝統があるので、とても社会が安定していて、予想のつかないようなことはあまりありません。日本の社会に慣れると、毎日安心して、快適に過ごすことができます。けれども、そのような社会を作るため、一人

ひとりには責任と重圧がかかるので、日本で暮らすブラジル人には、息苦しいと感じる人もいます。

### ◆変化の激しいブラジル

逆に、ブラジルでは、予測できるようなことはほとんどありません。政治も経済も、激しく変化し続けています。大きな会社が倒産することも多いので、日本のように大きなニュースにはなりません。

友だちの間でも、相手の意見や行動が予測できることは珍しいので、相手のことを信頼しながら、何でも率直に話し合うことがとても大切です。ブラジル人は、友だちと待ち合わせの約束をした時間に、友だちが来なくても動揺したり、怒ったりすることはありません。人生には予測のつかないことが起こるのが当たり前で、何かが起こったら、その状況の中で楽しく過ごす方法を考えたいのです。

ほとんどのブラジル人はそういう柔軟さを持っているので、変化に対する対応は日本人よりも得意だと思います。だから、日本のように経済や社会が安定していなくても、それほど苦労もせず、楽しく生活できます。逆に、ブラジルのような変化の激しい社会では、日本人はどう行動したらいいかわからないことが多いのではないのでしょうか。

私は、両方の社会で生活して、それぞれの社会の得意なことと不得意なことが、よく分かるようになりました。自分の住む社会とぜんぜん違う社会があると知ることは、世の中の見方を広げてくれます。そして、自分らしくあることや友情がどんなに重要か、実感することにつながると思うのです。私には、それが世界が平和であるために、大切なことと思います。

彦根でたくさんの人と出会い、たくさんの友だちができて、彦根は忘れられない土地になりました。私と彦根の皆さんとのつながりは、これからもずっと続きます。だから、<sup>アデウス</sup>Adewus(さようなら)ではなく、このあいさつでお別れしましょう。

<sup>アテ プレベ ヒコネ</sup>Ate' breve, Hikone! (じゃあまたね、彦根)  
<sup>ムイト オブリガダ</sup>Muito obrigada! (どうもありがとう)

(彦根市国際交流員 上甲イウカ)

## イウカさんの国際交流活動 すてきな思い出が、たくさんできました



▼あちらこちらに出かけて、多くの人たちに、ブラジルの文化を知ってもらいました。小学生の子どもたちにも、伝わったかな?



▲彦根市や近隣町で活躍するALT(語学指導助手)たちとも親しくなりました



あまかわ まい  
天川谷麻衣さん  
(中央中学校3年)

標語・中学生の部

言えますか  
魔法の言葉「ありがとう」



ポスター・  
中学生の部



原 麻美子さん  
(鳥居本中学校3年)

ポスター・  
一般の部

村井めぐみさん  
(彦根女子高校1年)



思いやり 一人ひとりが行動に

標語・小学生の部

佐藤みなみさん  
(稲枝東小学校6年)



標語・中学生の部

断ち切ろう  
いじめのくさり 僕達で



かどの ゆうたろう  
門野祐太郎さん  
(鳥居本中学校3年)

2002 は一とふるメッセージ

特選作品紹介  
第2回

## は一とふるメッセージ2002

.....入賞作品展.....

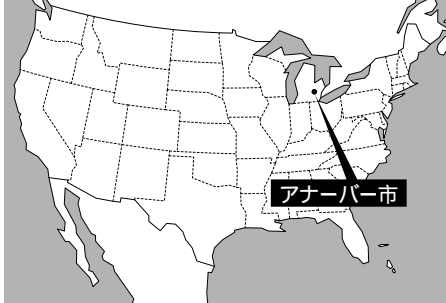
入賞作品50点を一堂に展示します。どうぞご覧ください。また、それぞれの会場でカレンダーとして使える入賞作品集を配布します。(ただし、数に限りがあります。)

問い合わせ先  
☎人権政策課 ☎22-1411(内線352) FAX22-1398

入場無料

ビバシティ会場  
日時 3月15日(出)~同17日(月)  
10:00~20:00(17日のみ17:30まで)  
場所 ビバシティ彦根  
1階センターモール  
市役所会場  
日時 3月24日(月)~同28日(金)  
8:30~17:15(28日のみ16:30まで)  
場所 市役所1階ロビー





# 先生たちの見た アナーバー の

姉妹都市学校事情

そ の 3

外国の教育事情や文化、生活習慣などに直接触れ、国境を越えた広い視野で新しい教育を見つめるよう、**国**教育委員会では市内の先生たちを海外へ研修派遣しています。昨年は、10月21日から11月3日までの14日間、市内の小学校の先生3人が、姉妹都市アナーバーでアメリカの教育を学ぶことができました。

先生たちが見たこと、聞いたことを紹介していただきます。

問い合わせ先 **国**教育委員会学校教育課  
☎247971番 FAX239190番

## アメリカの多文化教育

城東小学校教諭 大澤厚美



アナーバー市の小学校の教室では、いろいろな国の文化を持った子どもたちがともに生活しています。教室に入ると子どもたちのきらきらと輝く瞳を見ると、一人ひとりの存在が大切にされていることが分かります。

どの小学校の先生も口をそろえて言われることは、「個人の尊重」です。文化、宗教、肌の



学年を超えて、いっしょにゲームで楽しむ子どもたち

は、「子どもたちが自分の力を出し切って、心地よい気持ちを感じる能力向上につながる」というものです。そのため、各学校では、子どもたちが「自分が好き」という感情を持ち、自分に自信を持てるよう、学校を学ぶ喜びのある居心地のよい場所にしようと独自の工夫がされています。中学校カウンセラーの先生のおっしゃった「自分が価値ある人間であることを認め、自分に自信を持つことがすべてのスタートである。」という言葉が今も心に残っています。

自分だけの「宝島」を作る  
アナーバー市では、音楽や体育、美術の教育に力を入れていました。絵を描く、ものを作る、仲間といっしょに歌を歌うとい



「アメリカは大きかった」といろんな意味で感じた研修でした。どこに行っても、だれと会っても、彦根からやって来た私たちを大歓迎してくださり、ただただ驚くばかりでした。大きな心で受け入れられることが、どれだけ人間を大きくするのかを肌で感じました。七つの小・中学校を訪問し、たくさん子どもたちと知り合えたことは、忘れられません。

アメリカで学んだことを生かして、一人ひとりの子どもの良さを受け止め、子どもたちが自分の夢や目標を見つけて、自己実現できるような教育を目指していきたい、と考えています。

# 介護保険料 特別徴収者の (年金からの引き去り) 仮徴収のお知らせ

特別徴収とは？

介護保険第1号被保険者(65歳以上の人)のうち、年間18万円以上の老齢・退職年金を受給している人の保険料は、2か月ごとに支給される年金から引き去られています。(一部、例外もあります。この年金からの引き去りによる保険料の徴収を特別徴収といいます。

これら特別徴収の対象となる皆さんの、平成15年度の保険料についてお知らせします。

半年間、仮徴収させていただきます。

介護保険料額は、被保険者本人および同一世帯員全員の前年の所得状況により決まります。

4月以降に徴収する介護保険料(平成15年度の保険料)は、平成14年度の所得状況が確定する6月以降でないと決めることができません。そこで、4月・6月・8月に支給される年金から引き去る保険料額は、仮の保険料額として、原則、平成15年2月に引き去りをした保険料額と同じ額とさせていただきます。これを仮徴収といいます。

保険料額が確定したら  
その後、確定した平成14年度の所得状況をもとに決定した平成15年度の介護保険料額から、4月・6月・8月に仮徴収した合計額を差し引いた残額を、10月・12月・2月に分けて徴収させていただきますこととなります。

(平成15年度介護保険料額決定のお知らせは、6月中旬に送付する予定です。)

介護保険料額を決めるしくみは毎年同じですので、来年度以降も、4月・8月については仮徴収させていただきますこととなります。

保険料額などの見直し  
詳しくは4月15日号で  
平成12年4月に介護保険制度が始まってから、もうすぐ3年が経過し、保険料額などを見直す時期にきています。改正の内

容については、「広報ひこね」4月15日号で詳しくお知らせする予定です。

なお、平成15年度の所得段階別介護保険料率は、左の表のとおりとなっています。

第4段階と第5段階を区分けする基準所得金額が、前年度までの250万円から200万円に引き下げられました。

所得段階	所得	保険料率
第1段階	住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者生活保護の被保護者	基準額×0.5
第2段階	被保険者の世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75
第3段階	被保険者本人が住民税非課税	基準額
第4段階	被保険者本人が住民税課税	被保険者の年間合計所得金額が200万円未満 基準額×1.25
第5段階	被保険者本人が住民税課税	被保険者の年間合計所得金額が200万円以上 基準額×1.5

保険料に関する問い合わせ先  
☎保険年金課 ☎241411番  
内線142番 FAX241398番

日	時	場 所
4月1日(火) から随時 (土・日曜日、 祝日は除く)	8:30~17:15	彦根市在宅介護支援センター「ハピネス」 (馬場一丁目・ハピネスひこね内)
	8:30~17:30	彦根市在宅介護支援センター「ふるさと」 (開出今町・近江第二ふるさと園3階)
	8:45~17:00	彦根市在宅介護支援センター「ゆうじん」 (竹ヶ鼻町・アロフェンテ彦根内)
	8:30~17:00	彦根市在宅介護支援センター「かがやき」 (船町・田中ケアサービス棟内)
	8:30~16:50	彦根市在宅介護支援センター「きらら」 (川瀬馬場町・デイサービスセンターきらら内)
	8:30~17:15	国介護福祉課(平田町・福祉保健センター2階)
4月7日(月)	9:00~12:00	河瀬地区公民館
	13:00~16:00	亀山出張所
4月8日(火)	9:00~12:00	高宮地域文化センター
	13:00~16:00	鳥居本地区公民館
4月9日(水)	9:00~12:00	旭森地区公民館
	13:00~16:00	東地区公民館
4月10日(木)	9:00~16:00	南老人福祉センター(田原町・稲枝支所の北隣)
4月11日(金)	9:00~16:00	西地区公民館

## 施術費の一部を助成します はり・きゅう・マッサージ



市内在住の70歳以上の人に、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部助成券を交付します。希望する人は、認め印を持って、お近くの受付会場(左の表のとおり)へお越しください。

衛生材料費(紙おむつ等)助成制度が変わります  
平成14年度まで、介護保険の要介護1~要介護5の認定を受けている人で、在宅で常時おむ

つを必要とする人に、紙おむつ・おむつカバーの一部助成券を交付していましたが、同15年度からこの制度は廃止となり、介護保険による給付制度となります。新しい制度については、「広報ひこね」4月15日号で詳しくお知らせする予定です。

問い合わせ先 国介護福祉課 ☎239660番 FAX261768番





問い合わせ先 市役所(代表) ☎22-1411

科目	担当課	内線電話番号
軽自動車税	税務課(市役所2階)	203
固定資産税		
市県民税(普通徴収)		
国民健康保険料	保険年金課(市役所1階)	141
介護保険料(65歳以上で普通徴収)		
下水道受益者負(分)担金	下水道部管理課(市民会館1階)	560
保育料	児童家庭課 (平田町・福祉保健センター2階)	540
留守家庭児童会利用料		
市営住宅家賃	建築住宅課(市役所1階)	109
上・下水道料金	水道部業務課(市役所2階)	270
し尿処理手数料	生活環境課(市役所1階)	130
農村下水道使用料	農政課(市役所3階)	316

**4月の振替分から  
口座振替領収通知書を廃止**

現在、市税などの口座振替制度をご利用いただいている皆さんには既に連絡させていただきましたが、「口座振替領収通知書」を平成15年3月振替分のもの最後に廃止します。(郵便局をご利用の場合は、郵政事業庁の自動払い込みに関する規定により、すでに省略しています。)

国税務課など

4月振替分以降は、預貯金通帳の記載などにより振替済みの確認をしていただくことになり、ますのでご了承ください。

また、軽自動車税の口座振替利用者で、継続検査が必要な車種をお持ちの人には、継続検査用納税証明書をお送りします。なお、平成15年度以降も引き続き領収通知書の送付を希望する人は、左の各担当課までお申し出ください。

ご協力ください  
農家調査(4・1調査)

今年も、4月1日現在における農地等の利用と生産調整計画などの調査を実施します。



この調査は、農地法の許可申請などの審査や、農業行政関係の1年間の基礎資料として活用させていただきますために実施するものです。農地を所有または耕作している人は、4月7日(月)までに必ず提出してください。

問い合わせ先 市農業委員会事務局 ☎21411 番内線340番

☎農政課 ☎同内線318番 FAX ☎9676番

ご利用ください  
就学援助制度

市教育委員会学校教育課

この制度は、市内に在住の小中学生のおられる家庭で、「所得」が一定の基準までの保護者に、児童・生徒の就学に必要な給食費、学用品費などの一部を支給し、安心して就学していただくこととするものです。



▲「楽しく描いている様子が見えるようです」と来場者



◀ 細居さん(左)と七帆ちゃん

「いろいろな楽しみ方がある土曜日が好き」

城陽小学校6年 西村圭希さん

2月22日の午後、八坂町にある市立ふれあいの館で、「手品を楽しもう」という催しがあると聞いて、出かけました。ふれあいの館には、友達とトッチボールをしに行くこともありましたが、この日は子どもと大人を合わせて60人くらいが集まっています。

「手品を楽しもう」では、彦根市レクリエーション協会会長の岩松清さんが、たくさんの手品や手遊び、簡単な工作を教えてくださいました。ハンカチの中から500円玉が出てきたり、ほどけそうもない結び目ができるって解けたりして、おもしろく見られました。服の両方のそでにひもを通して洗濯物みだいにしつらした後、ひもはそのままの

に服だけ下に落ちたときはびっくりしました。去年の4月から、毎週土曜日学校が休みになりました。月に1回、学校が開放される土曜日があるので、そのときは学校のパソコンでインターネットを使って調べものをしていたりしています。さらに、ウイークエンドクラブというPTA主催の行事もあります。野鳥の観察会やヨットで行った多景島探検など、いろいろと思いついたままにしています。土曜日が休みになって、楽しみ方が増え

「手品を楽しもう」に出演された岩松清さんは、2月25日お亡くなりになりました。謹んでごめい福をお祈りします。(市情報政策課広報係)

「手作り紙芝居―世界に一つしかない、大切な宝物」

細居昌美さん(平田町)

平田幼稚園に通う私の娘が作った紙芝居が、市立図書館に展示されました。

今年から始まった平田幼稚園の「親子のほっとホットタイム」は、保育時間の終わった後で、週に1回親子でいろんなことに取り組み時間です。手話やリズム体操など、楽しくするためのテーマが多く、たくさん親子が参加しています。10月から12月は、月に1回ずつみんなで絵本や紙芝居を作りました。

娘の七帆ちゃん工作が大好きです。段ボール箱をはさみで切つてセロテープではり付け、マジックで絵を描いて、いろんなものを作ります。紙芝居作りにも関心を持ったようで、進んでいろんな絵を描いてくれました。

歯みがきしているところ、ごはんを食べているところ、お風呂に入っているところ、遊んでいるところなど、生活の場面を描いた絵がたくさんできたので、起きてから寝るまでの順に並べ、「ほそいなほのいちにち」とタイトルを付けました。幼稚園の先生やいろんな人に見てもらえて、本人もうれしかったようです。ほかの子どもたちも、好きな線路をお母さんにたくさん描いてもらったり、テレビのキャラクターを描いたりして、それぞれ自分だけの絵本や紙芝居ができました。図書館に展示されて、たくさんの方が見てくださいました。みんなにとって大切な宝物が、一つずつ増えたのではないのでしょうか。

市立図書館での「手作り絵本の展示」は、好評をいただき、3月20日(木)まで展示期間を延長しています。

▼(左から)古川翼さん、疋田真五さん、西村圭希さん、鹿谷高弘さん、西村拓弥さん



▼次に何が起るのかと、興味津々で見守る子どもたち

入場券発売情報

第32回 彦根城能

日時 5月10日(土)13:00~  
場所 彦根城博物館能舞台  
演目・演者  
観世流 能「俊寛」落葉之伝 橋本雅夫ほか  
大蔵流 狂言「寝首曲」 茂山千之丞ほか  
観世流 能「殺生石」白頭 井上裕久ほか  
入場料 A席5,000円 B席4,500円《全席指定》  
【4月10日(木)発売開始】  
入場券取扱所 ひこね市文化プラザ チケットセンター  
彦根城博物館窓口では取り扱いませのでご注意ください  
託児あります(5月3日(祝)までに予約してください)  
問い合わせ・託児予約先 ひこね市文化プラザ  
☎26-8601、FAX26-8602



多数のご応募ありがとうございました  
クロスワードクイズ

今回のクイズには、はがきと電子メール合わせて300通を超える応募をいただきました。正解者の中から抽選で30人に図書券をお送りします。

なお、併せて記入をお願いした「広報ひこね」の表紙に取り上げてほしい場所、紙面についてのご意見やご要望の2項目には、たくさんの提案をお寄せいただきました。

このうち、表紙写真については、季節感や地域性を考慮しながら、さまざまな市内の表情を紹介していきたいと思えます。年間22回の発行で、いただいたすべてのテーマを採用することはできませんが、参考にさせていただきます。

また、紙面については、文字の大きさ、紙質、ページ数、カラー化といった体裁に関するものから、編集方針に至るまで、多種多様な提案をいただきました。例えば、あるコーナーについて、充実を願う声がある一方で、縮小や廃止を求めるなどの相反するご意見もあるなど、すべての提案に沿った紙面づくりをすることは不可能です。

しかし、書き添えていただいたご意見、ご要望は、読者である市民の皆さんが「広報ひこね」についていろいろな考え方をもちであることのあかしです。今後の紙面づくりにあたって、よりわかりやすい情報提供に心がけ、行政

答え 二ふきのとう (問題は2月15日毎ページに掲載)

と市民の「かけはし」となるよう努めます。  
多数のご応募とご意見、ありがとうございました。  
問い合わせ先 市情報政策課広報係 ☎22-1411(内線431) FAX22-1398、E-mail: koho@ma.city.hikone.shiga.jp

おわびと訂正

クイズ「ヨコのかぎ」の②に「春の七草にいうナズナのこと」とあるのは「春の七草にいうスズナのこと」の誤りでした。おわびして訂正します。

動く図書館 たちばな号  
巡回日程【4月前半】 市立図書館 ☎22-0649

日・曜日	駐 車 場	時 間
1日(火)	宮田山神社 農協鳥居本支店 小野こま会館	11:00 13:20 14:10 15:00
2日(水)	太東平団地 湖上平団地中央部	13:20 14:10 15:00
3日(木)	葛籠町公民館 高宮地域文化センター BSアート2号棟	13:30 14:20 15:10
4日(金)	清崎町ばんば 川瀬馬場町農協観光館 河瀬地区公民館	13:20 14:10 15:00
8日(火)	多景保育園 彦根ニュータウン中央部	13:20 14:10 15:00
9日(水)	楡昭公民館 和アルミ茂賀ハイッ広野会館	13:30 14:20 15:10
10日(木)	鳥居本地区公民館 小泉町百貨卸センター駐車場(東側) 東沼波町秋葉神社 旭森地区公民館	11:00 13:20 14:10 15:00
11日(金)	農協福満種子センター 滋賀観光バス彦根営業所 オミ緑化造園	13:20 14:10 15:00

駐車場での駐車時間は、30～40分間です。

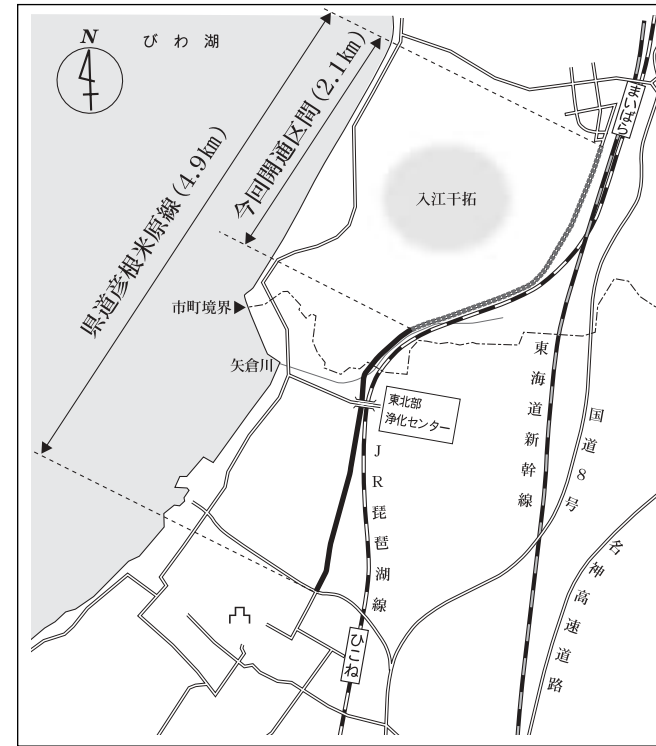
図書館休館日 7日(月)、14日(月)  
4月前半

図書館やたちばな号の利用は無料です。

し尿 収集 予定 日 4月前半  
彦根市事業公社 ☎23-4135

臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)  
収集の状況により、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。

- 1日(火) 幸、松原一丁目、松原二丁目、松原(四ツ川)、安清、芹、野田山、正法寺、地藏、平田(大沢)、西今(松田団地)
- 2日(水) 松原一丁目、松原二丁目、安清、外、野田山、正法寺、地藏、平田(大沢)、西今(松田団地)
- 3日(木) 原(原町西団地)、西沼波(東部) 和田、外、里根、戸賀、小泉、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目
- 4日(金) 山之脇、芹川、幸、大藪、馬場一丁目、馬場二丁目、長曾根、中央(第1・4部) 銀座、芹橋一丁目(河原二丁目の一部を含む) 芹橋二丁目
- 7日(月) 幸、開出今蔵の町団地、八坂東団地、芹川、城町一丁目、城町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、池州、中藪一丁目、中藪二丁目、中藪、西今(松田団地を除く)、開出今団地(第3部) 八坂北、三津
- 8日(火) 開出今蔵の町団地、八坂東団地、後三条(下)、長曾根南、平田(大沢を除く)、西今(松田団地を除く)、宇尾、三津屋、海瀬、肥田(西肥田)
- 9日(水) 開出今団地(第1部)、後三条(下)、平田(大沢を除く)、西今(松田団地を除く)、宇尾、野瀬、須越、肥田(西肥田)
- 10日(木) 後三条(下)、中央(第2・3部)、立花、金亀、尾末、平田(大沢を除く)、野瀬、開出今、須越、出路、田原、金沢(金沢団地)
- 11日(金) 後三条(下) 佐和、大東、旭、船、立花、京町三丁目、宇尾、野瀬、開出今、甘呂、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、田附、新海
- 14日(火) 佐和、立花、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、後三条(上)、鏡(第1部) 橋向、甘呂、竹ヶ鼻、須越、南三ツ谷、甲崎、上岡部、下岡部、柳川、上西川、下西川、金沢(林・中下)



3月27日(木)から全面開通します  
県道彦根米原線  
彦根市と米原町の中心部を直結する県道彦根米原線が3月27日(木)午後1時から供用開始となり、一般車両が通行できるようになります。  
県道彦根米原線は、昭和46年に計画された全長4.9kmの道路(左の図参照)で、彦根市を通る部分はすでに開通していましたが、このほど米原町側の2.1kmが完成し、全面開通の運びとなりました。

当日は、米原町入江で地元の小学生在が参加して開通記念式典が行われます。  
問い合わせ先 市道路河川課 ☎22-1411 番内線235番 FAX24-5211番  
「ご利用ください」制度  
「経済再生貸付」制度  
国民生活金融公庫  
国民公庫では、貸し渋り、貸しはがしなどにより資金繰りが困難となっている中小企業者を支援することを目的として、「経済再生貸付」の取り扱いを2月3日から始めました。

利用できる人  
借入残高の減少を求められた人  
契約した返済条件を超える返済を求められた人  
既往の借入に担保や保証人の追加を求められた人  
既往の借入金利率を引き上げられた人  
振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員にも同様の制度があります。  
資金の用途 資金繰りの安定化に必要な運転資金  
融資限度額 3,000万円以内  
返済期間 5年以内、特に必要な場合は7年以内(うち、据置期間は1年以内)  
利率 年1.55%(2月15日現在)  
取扱期間 平成17年3月31日まで  
問い合わせ先 国民生活金融公庫彦根支店 ☎24-0201番 FAX22-6640番  
国民年金保険料の納付書は大切に!  
滋賀社会保険事務局  
国民年金保険料を、金融機関や郵便局などの窓口で納付している人は、4月になりましたら社会保険庁から平成15年度分の「国民年金保険料納付案内書」が送付されます。

ご協力ありがとうございました  
日本赤十字社 社資募集の結果

人道・博愛・奉仕の精神にのっとり、「世界の平和と人類の福祉増進」のため、平成14年5月から実施した日本赤十字社の社資募集には、皆さんの温かいご支援、ご協力をいただき、ありがとうございました。

平成14年度の実績額(平成15年2月19日現在)	
法人	2,981,000円
個人・自治会	6,333,651円
奉仕団	524,000円
合計	9,838,651円

ご協力いただきました社資は、すべて日本赤十字社滋賀県支部に送金いたしました。その社資は、日本赤十字社の災害救助活動や地域の医療推進、国際救助活動などの事業に活用されます。

問い合わせ先 日本赤十字社彦根市地区事務局(市出納室内) ☎22-1411(内線147)

「国民年金保険料納付案内書」には、口座振替納付を希望する場合は口座振替納付申出書、保険料を前払いする場合の前納納付書、毎月支払している場合の各月分の納付書が綴られています。保険料を前納すると、毎月納付する場合よりも割引があり、お得です。なお、毎月納付する場合は、4月に送付される納付書を大切に保管し、納期限までに納付されるようお願いいたします。納付していただいた国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。領収書は大切に保管してください。  
問い合わせ先 滋賀社会保険事務局彦根事務所 ☎23-1111番

自衛官募集

募集種目	応募資格	受付期間	一次試験日
予備自衛官補	日本国籍を有する18歳以上34歳未満の人	(受付中) ~4月11日(金)	4月19日(土) 同20日(日) 同21日(月)
幹部候補生	20歳以上26歳未満の人(22歳未満は大学卒業または同見込者に限る)	4月7日(月)~5月9日(金)	5月24日(土) 同25日(日)

問い合わせ先 自衛隊彦根募集事務所 ☎26-0587









# 健康管理だより

☎健康管理課  
(平田町・福祉保健センター1階)  
☎24-0816  
FAX24-5870



10か月に なりました

武田彩伽ちゃん (平田町)

岩崎太陽ちゃん (松原一丁目)

村瀬葉乃ちゃん (野田山町)

## けんこう相談

●保健師による相談 (9:30~11:00)

4月1日(火) 老人福祉センター  
4月4日(金) 福祉保健センター  
※痴呆相談(予約制)  
4月8日(火) ハピネスひこね(馬場一丁目)  
4月11日(金) 福祉保健センター  
4月18日(金) 福祉保健センター  
4月22日(火) 広野会館  
4月23日(水) 稲枝地区公民館

※上記の日程以外にも、☎健康管理課では電話での相談を随時行っています。

●栄養士による相談  
☆治療中の病気のある人は、主治医の許可が必要です。  
(9:00~11:50) (予約制)  
4月25日(金) 福祉保健センター

●歯科衛生士による相談  
(9:30~11:30) (予約制)  
4月24日(木) 福祉保健センター

## すくすく相談

☆母子手帳をお持ちください。

●身体計測  
日程・対象  
4月3日(木) 4か月~1歳未満児  
4月10日(木) 1歳以上の児  
※図書館職員などによる絵本の開き読みなどもあります。  
4月24日(木) 4か月未満児  
※全乳幼児対象の個別相談も行います。

場 所 福祉保健センター  
時 間 9:30~11:00

●身体計測・個別相談 (9:30~11:00)  
4月22日(火) 広野会館  
4月23日(水) 稲枝地区公民館

## 離乳中期相談

☆母子手帳をお持ちください。

日 時 4月17日(木) 9:45~11:30  
(受付は9:30~9:45)

場 所 福祉保健センター  
対 象 6~8か月児とその保護者 (集団指導)

## 4月の乳幼児健康診査

健診名	実施日	対 象	受付時間
4か月児	8日(火) 15日(火)	平成14年12月生	13:00 ~ 14:00
10か月児	9日(水) 16日(水)	平成14年 6月 1日~14日生 6月 15日~30日生	
1歳6か月児	11日(金) 18日(金)	平成13年10月 1日~16日生 10月 17日~31日生	
2歳6か月児	10日(木) 17日(木)	平成12年10月 1日~14日生 10月 15日~31日生	
3歳6か月児	7日(月) 14日(月)	平成11年10月 1日~15日生 10月 16日~31日生	

場 所	南老人福祉センター(稲枝支所の北隣・田原町)		
4か月児	23日(水)	平成14年12月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	13:30~ 14:00
10か月児	23日(水)	平成14年 6月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	13:30~ 14:00

※4か月児健診以外、個人通知はありません。  
※10か月児以上の健診は、「すくすく手帳」で健診内容・持ち物を確認してください。  
※2歳6か月児健診には、歯ブラシとコップが必要です。

※3歳6か月児健診では、視力検査、検尿があります。朝一番の尿をきれいに洗ったビンなどに入れてお持ちください。

## ハローベビー教室

●第1コース(助産師を囲んで)  
日 時 4月3日(木) 13:30~15:30  
(受付は13:20~)

場 所 福祉保健センター  
対 象 妊娠16週以降の妊婦  
持 ち 物 母子健康手帳

●第2コース(歯科健診と歯みがき教室)  
日 時 4月24日(木) 13:30~15:30  
(受付は13:20~)

場 所 福祉保健センター  
対 象 妊娠16週以降の妊婦  
持 ち 物 歯ブラシ、コップ、母子健康手帳

## 彦根市国民健康保険からのお知らせ

### 保険証の色が変わります

桃 色 → うぐいす色  
浅黄色(薄い水色) → クリーム色

4月1日(火)から、国民健康保険被保険者証(保険証)の色が『うぐいす色』に、退職被保険者証(退保険証)の色が『クリーム色』に、それぞれ変わります。

現在使われている『桃色』および『浅黄色(薄い水色)』の保険証は、3月31日(月)までしか使うことができません。4月になりましたら、古い保険証は各自で処分してください。

問い合わせ先 ☎保険年金課☎22-1411(内線137) FAX22-1398

## こちら健康情報局



## アルコールと健康

彦根保健所 保健師 佐谷裕子

なつた  
・飲み出したところから飲む  
・これらの項目にいくつか当てはまる人は要注意です。  
あなたのお酒の飲み方を今一度考えてみましょう。

いつまでも楽しくお酒とつきあうために

適切な飲酒量は、日本酒でいうと1日1合程度(純アルコール20g)です。ただし、これは酒に強い人の場合で、酒に弱い人や高齢者の場合はそれより少量となります。

健康で心豊かに生活していくために、次のような飲酒習慣を心がけましょう。

・酔ったときのことが思い出せない(ブラックアウト)ことがある  
・健康診断で肝機能を示す項目(特にγ-GTP)の数値の悪化を指摘された  
・たくさん飲まないで酔えなく



週に2日は飲酒しない日(休  
み日)  
・節度ある適度な飲酒  
・酒に強い人の場合で、酒に弱い人や高齢者の場合はそれより少量となります。



肝臓)を設ける  
・遅くとも午前0時には切り上げる  
・他人に酒の無理強いはいらない  
・薬といっしょには飲まない  
・また、定期健康診断を受けることも重要です。

お酒の飲み方をコントロールできない病気になる病気を  
・アルコール依存症  
・節度ある適度な飲酒ができない  
・酒に強い人の場合で、酒に弱い人や高齢者の場合はそれより少量となります。

お酒の飲み方を自分自身でコントロールできない病気になる病気を  
・アルコール依存症  
・節度ある適度な飲酒ができない  
・酒に強い人の場合で、酒に弱い人や高齢者の場合はそれより少量となります。

お酒の飲み方を自分自身でコントロールできない病気になる病気を  
・アルコール依存症  
・節度ある適度な飲酒ができない  
・酒に強い人の場合で、酒に弱い人や高齢者の場合はそれより少量となります。



お酒をコントロールして飲むことができないので、アルコール飲料を一滴も口にしないことが回復の基本です。しかし、簡単なことではありません。まず、問題に気づいた周囲の人がこの

### 治療を受けることで回復可能な病気です

「気づいた人が相談を」「アルコール依存症は「意志が弱い」とか「性格の問題」ではなく、心の病気です。また、身体の不調を治すだけでは回復しません。専門治療を受けることが必要です。

病気を正しく理解し、対応について学ぶことが必要です。そして、本人が、自分自身にお酒の問題があることを認め、専門治療を受けます。さらに、本人と家族が自助グループに参加し、断酒を継続して再発を防止すること、依存症から回復していくことができるでしょう。

アルコール依存症についての相談は彦根保健所で、毎月1回アルコール相談を実施しています。秘密厳守  
予約制ですので、事前に電話してください。  
予約・問い合わせ先 彦根保健所☎22-1770番

自助グループのご案内  
断酒会  
日時 毎週金曜日の午後6時50分  
場所 東地区公民館(大東町)  
連絡先 ☎27-3852番  
A A  
日時 毎週火曜日の午後7時  
場所 カトリック彦根教会(立花町)

▼来月のテーマは「子育てについて」



# 彦根城 桜まつり

## 4月1日(火)～同20日(日)

(桜の開花状況に合わせて、期間は変更されることがあります。)

桜の開花状況・イベントの問い合わせ先 (社)彦根観光協会  
☎23-0001、FAX26-1919、<http://www.hikoneshi.com>  
《開花状況速報は3月下旬から散るまで随時更新の予定です。》



彦根城域には、<sup>そめいよしの</sup>染井吉野を中心に1,300本余りの桜が植えられています。国宝の天守を背景に、これらの桜が彩りを競い合う様は見逃せない景色といえるでしょう。

桜まつりの期間中、桜場駐車場周辺では、ライトアップされた夜桜見物もお楽しみいただけます。(ライトアップは、日没から21:30まで。)城内を桜色に染める花々が、ぼんぼりの明かりに映える風情は格別です。

彦根城と桜の競演に、お友達、ご家族連れでぜひお出かけください。

### \* 交通規制 (車両通行止め) のお知らせ \*

桜の時期、彦根城には市内外から多くの見物客があり、混雑が予想されます。事故防止のため、城内で交通規制(車両通行止め)を実施します。ご協力をお願いします。

規制区間 元二の丸派出所～黒門前  
期間中毎日 9:00～22:00  
いろは松～彦根東高校前  
期間中の土・日曜日 9:00～18:00  
金亀公園内の施設(野球場、テニスコートなど)を利用する場合も通り抜けできません。ご注意ください。

### お 願 い

夜桜見物のために早朝や昼間からロープや敷物などで場所取りをすることは、他のお花見客にたいへん迷惑になります。だれもが気持ちよく花見を楽しめるよう、こうした事前の場所取りはご遠慮ください。

また、火災防止のため、城内でのたき火は禁止しています。交通規制と併せてご協力をお願いします。

### \* ご城下にぎわい市 \*

日 時 3月21日(祝)～4月20日(日)(期間中無休)の9:00～17:00

場 所 金亀児童公園  
梅や桜に誘われて彦根城へお出かけのときは、ぜひお立ち寄りください。

彦根ならではの「食」や特産品を一堂に集めて展示販売する、文字どおりにぎやかな市です。

## 彦根城梅林も お忘れなく

3月21日(金・祝)・22日(土)・23日(日)の3日間、彦根城梅林において笹酒(彦根産地酒)と梅昆布茶の無料サービスを行います。

ます。(毎日11:00～15:00、雨天中止)通常の彦根城観覧料(一般500円、小・中学生200円)は必要です。



お子さんの葵ちゃん(左)、美味ちゃん(右)とひなたぼっこをする大橋さん(福満公園で)

表紙では、「住みたい 住み続けたいまち」彦根の表情を写真で紹介しています。写真をお持ちでない場合は、☎情報政策課広報係で撮影します。☎22-1411(内線431)へ気軽に連絡してください。

春らしい暖かい日には、南彦根駅近くの福満公園で元気に遊ぶ子どもたちの姿を見ることが出来ます。  
私には2人の女の子がいます。福満公園ができた一昨年以来、気に入ったとき子どもを連れて遊びに行きます。同じ年ごろの子どものいる友達と、お弁当を準備して遊びに行くと、2、3時間は過ごしてしまいます。その間、子どもたちはたくさんある遊具を、順番に一通り遊んでいきます。広わりには見通しがよく、子どもたちがどこにいても見えるので、安心していられます。  
遊歩道が公園をぐるりと巡っているのも気に入っています。舗装があつてベビーカーを押すお母さんともいっしょに歩けるし、適当に起伏があつてストレッチ解消になるのもうれしいですね。

## 表紙のことば

大橋 栄子 さん(東沼波町)

春らしい暖かい日には、南彦根駅近くの福満公園で元気に遊ぶ子どもたちの姿を見ることが出来ます。